

小沢一郎民主党元代表の証人喚問を求める意見書

民主党の小沢一郎元代表が金権疑惑で強制起訴されたにもかかわらず、国会の場において国民への説明責任が何ひとつ果たされていないまま、いたずらに時間だけが経過しているのは、由々しき問題である。

小沢氏が自らの疑惑について、司法の場における法的責任とは別に、政治家としての政治的道義的責任を厳しく問われていることは言うまでもない。

その政治的道義的責任をただし、国民への説明責任を果たさせることが、今国会に強く求められている。

それにもかかわらず、民主党が政党としての自浄作用を欠いたまま、この要請に背を向け、小沢氏の証人喚問をあくまで拒み続けているのは、きわめて重大である。政治に対する国民の信頼を著しく失墜させるこうした態度は、直ちに改めるべきである。

よって、本市議会として、衆議院並びに参議院の両院に対し、小沢氏の証人喚問を直ちに実施して、国民への説明責任を果たさせるよう、強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月25日

千葉県松戸市議会

内閣総理大臣

総務大臣

あて

衆議院議長

参議院議長